

公 述 申 出 書

天竜川水系伊那圏域河川整備計画の原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

電話

FAX

Eメール

※取得した個人情報については、目的の範囲で利用し、適切に管理し、承諾なく情報提供されることはありません。

※公述希望者数が多数となり全員の公述が困難な場合は、抽選により選定させていただく場合があります。尚、その場合には本申出書の内容（個人情報を除く）を公開させていただきます。

公述要旨

※意見の要旨は概ね300字程度とし、簡潔にまとめてください。

公 述 申 出 書

天竜川水系伊那圏域河川整備計画の原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

公述申出人

住 所 〒

選定結果通知を送付しますので必ず記入願います

ふりがな

電話

氏 名

FAX **いずれか記入願います**

必ず記入願います

Eメール

※取得した個人情報については、目的の範囲で利用し、適切に管理し、承諾なく情報提供されることはありません。

※公述希望者数が多数となり全員の公述が困難な場合は、抽選により選定させていただく場合があります。尚、その場合には本申出書の内容（個人情報を除く）を公開させていただきます。

公述要旨

公聴会当日に述べていただく公述内容とともに河川整備

計画の参考としますので必ず記入をお願いします。

公述（意見発表）の申出について

公聴会で発言を希望される方は、あらかじめ以下に記載の要領でご意見の概要を記載し、「公述申出書」を提出してください。

■公述できる方

- ・伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村と岡谷市、塩尻市において「居住、通勤又は通学されている方」「土地又は建物を所有されている方」

■公述申出期間

- ・令和6年10月21日(月)午前8時30分から令和6年11月22日(金)午後5時まで(期間内到着分有効)

■公述の申出

- ・公述を希望される方は、縦覧場所で入手し、必要事項をご記入のうえ、下記「公述申出書の提出先」もしくは各市町村に設置されている投函封筒へ提出してください。

■公述申出書の提出先

- ・公述申出書は、電子メール、ファックス、郵送、又は持参により提出してください。
なお、ファックスによる場合は、お手数ですが送信後、電話連絡をお願いいたします。

（提出先）長野県伊那建設事務所 整備課 計画調査係

〒396-8666 伊那市荒井 3497

TEL：0265-76-6848（直通） FAX：0265-76-6850

メールアドレス：inaken-seibi@pref.nagano.lg.jp

■公述に関する留意事項

- ・公述希望者が多数で全員の公述が困難な場合は、抽選により公述人を選定させていただく場合がございます。その場合、公述できない方の意見要旨を公聴会でご紹介させていただきますので、あらかじめご承知おきください。
- ・公述申出書に意見の要旨が未記入の場合は、申出を無効とさせていただきますので、ご注意ください。
- ・公述は、申出書の内容に沿ってお願いいたします。また、申出書の内容（個人情報を除く）については公開させていただきますので、あらかじめご承知おきください。
- ・公聴会の公述は、1名につき5分以内とさせていただきます。
- ・公述人の選定結果通知については、令和6年11月29日（金）に発送いたします。